



平成29年5月17日

各 位

会 社 名 高砂鐵工株式会社
代表者名 代表取締役社長 大植 啓一
(コード：5458、東証第二部)
問合せ先 常務取締役経理部長 畑田 正樹
(TEL 03-5399-8111)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月17日開催の取締役会におきまして、平成29年6月23日開催予定の第145期定時株主総会に株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場株式の売買単位を100株に集約することを公表しており、その期限を平成30年10月1日とする旨を通知いたしました。

当社といたしましては、「行動計画」の趣旨に則り、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株へ変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

第145期定時株主総会において、後記「2. 株式の併合」に記載の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買水準を全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1単元株式数あたりの金額）の水準（5万円以上50万円未満）とすることおよび各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式10株を1株に併合することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数

12,032,000株

④ 併合により減少する株式の数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	30,080,000株
併合により減少する株式の数	27,072,000株
併合後の発行済株式総数	3,008,000株

⑤ 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主構成

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,539名（100.0%）	30,080,000株（100.0%）
10株未満	118名（4.6%）	205株（0.0%）
10株以上	2,421名（95.4%）	30,079,795株（99.9%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみをご所有の株主様118名（所有株式数合計205株）は、株主としての地位を失うこととなります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条および第235条の規定に基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

⑦ 併合の条件

第145期定時株主総会において、本件株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告の閲覧の利便性向上と手続きの合理化を図るため、公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

② 発行可能株式総数の変更

前記「2. 株式の併合」の議案が第145期定時株主総会にて承認可決され効力が発生することを条件として、当社発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて120,320,000株から、12,032,000株に変更するものであります。

③ 単元株式数の変更

同じく前記「2. 株式の併合」の議案が第145期定時株主総会にて承認可決され効力が発生することを条件として、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に則り、当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条（単元株式数）が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

④ 附則の新設

現行定款第6条（発行可能株式総数）ならびに第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 【条文省略】 (公告方法) 第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。 【新設】 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億2,032万株</u> とする。 第7条 【条文省略】 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 第9条～第11条 【条文省略】 第3章 株主総会 第12条～第17条 【条文省略】 第4章 取締役及び取締役会 第18条～第30条 【条文省略】 第5章 監査等委員会 第31条～第35条 【条文省略】 第6章 会計監査人 第36条～第38条 【条文省略】 第7章 計算 第39条～第41条 【条文省略】 附則 <u>〔監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除の経過措置〕</u> 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の実任の免除及び社外監査役と締結済の実任限定契約については、なお従前の例による。 【新設】	第1章 総則 第1条～第4条 【現行どおり】 (公告方法) 第5条 当社の公告は <u>電子公告</u> により行う。 2 <u>事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,203万2千株</u> とする。 第7条 【現行どおり】 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 第9条～第11条 【現行どおり】 第3章 株主総会 第12条～第17条 【現行どおり】 第4章 取締役及び取締役会 第18条～第30条 【現行どおり】 第5章 監査等委員会 第31条～第35条 【現行どおり】 第6章 会計監査人 第36条～第38条 【現行どおり】 第7章 計算 第39条～第41条 【現行どおり】 附則 1. <u>監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除の経過措置</u> 【現行どおり】 2. <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本項は平成29年10月1日経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

第6条および第8条については本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

取締役会決議日	平成29年5月17日
定時株主総会決議日	平成29年6月23日(予定)
定款一部変更(第6条、第8条を除く)の効力発生日	平成29年6月23日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更(第6条、第8条)の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は、平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上